

令和7年度フロン対策講習会

フロン排出抑制法の動向について

- 2025.12.15～16 東京都庁2庁ホール
- 2026.1.16 立川合同庁舎



一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会

もくじ

I. フロン排出抑制法の動向について

1. 対象機器について
2. 管理者とは
3. 確認証明書について
4. フロン回収時の引取証明書と回収証明書の相異
5. 2035年フロンの使用見通し
6. 低GWP冷媒の採用 特定不活性ガスについて
7. 定期点検における常時監視システムの導入可能性について
8. 日設連フロン法関連アンケートについて
9. 高圧ガス販売届について
10. フロン法施行状況
11. 冷媒の入れ替えの禁止

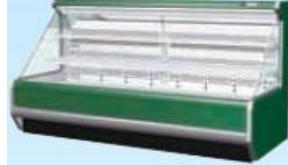
1. 対象機器について① (第一種特定製品)

- 「第一種特定製品」とは、業務用の空調機器（エアコンディショナー）及び冷凍冷蔵機器であって、冷媒としてフロン類が使われているものをいいます。（第二種特定製品を除く。）
- 「業務用」とは、製造メーカーが業務用として製造・輸入している機器です。使用目的が業務用であっても、製造メーカーが家庭用として販売している場合がありますので、事前に製造メーカーにお問い合わせ下さい。

業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）



業務用空調機器



冷凍冷蔵ショーケース



定置型冷凍
冷蔵ユニット



ターボ式冷凍機



輸送用冷凍冷蔵機 等

※以下の製品は第一種特定製品には含まれません。

第二種特定製品

カーエアコン
(荷台を除く)



家庭用製品



家庭用冷蔵庫



家庭用ルームエアコン

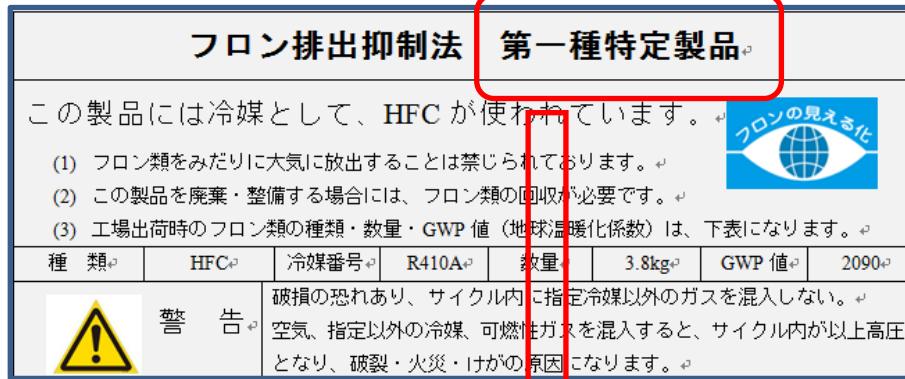
冷媒がフロン類でない製品

自然冷媒（CO₂、アンモニア、空気、水等）の冷凍・冷蔵機器



1. 対象機器について② (第一種特定製品の見分け方)

- 「業務用」か「家庭用」かは、使用用途ではなく、機器そのものが「業務用」か「家庭用」かで決まる。



ルーム
エアコン
ディショナ



「第一種特定製品」

銘板を
確認

平成14(2002)年4月以降に出荷された製品のうち、フロン排出抑制法対象製品には、「第一種特定製品」と銘板に明記されている。
平成14年4月より前に出荷された製品や、銘板が見えない製品、よくわからない製品等不明なものは、機器メーカーに確認。



1. 対象機器について③ (エアコンか冷凍冷蔵か)

分類	考え方
エアコンディショナー	対象とする「空間」の空気の温度、湿度、流量、洗浄度等を調整するための機器（労働環境の維持や居住空間の快適性のための「保健空間（対人空調）」と、物品の品質管理・保持や動植物の生育環境の維持等を目的として当該物品・動植物が存在する空間の空気を調整する「産業空調」が含まれる）
冷凍冷蔵機器	物品の冷却、凍結、乾燥等の品質管理・保持等を目的として、対象となる「物品」の温度・湿度等を調整するための機器

●大別すると

- 「エアコン」 ······ 「人、生き物」を対象
- 「冷凍冷蔵」 ······ 「物」を対象

- ただし、「物」を対象であっても「対象となる物そのものの温度ではなくその空間の温度等を調整」している場合 ······ 「エアコン」
- 「物そのものの温度等を調整」している場合 ······ 「冷凍冷蔵」

★例★

- エアコン：「電算室・クリーンルーム・ビニールハウス・植物工場の空調」、「動物園の動物部屋の空調」等
- 冷凍冷蔵：「水槽の水の温度管理」、「お花屋さんの生花のケース」等
- チラー：「水」を冷やしているが、その対象物が「何か」によって、「エアコン」か「冷凍冷蔵」かを判断する。

2.管理者とは①

原則、フロン類使用製品の所有者が管理者となる。

〔原則の考え方〕

- リースやレンタル等の場合
リース:使用者、レンタル:所有者（レンタル会社）、
割賦販売:使用者
- テナントの場合
建物に据え付けてある機器:建物の所有者
テナントに所有権がある機器:テナント（使用者）
- 機器等を共同所有している場合
共同所有者間で、話し合いで管理者を1者に決める。
- ビル管理会社等が所有者から保守・修繕等の管理業務を委託されている場合所有者が管理者となり、ビル管理会社等は管理者にならない。
- 地方公共団体の場合
知事部局と異なる組織は、それぞれが管理者となる。
地方公営企業、警察組織（警視庁、都道府県警察）、学校（教育委員会）、組合、収用委員会

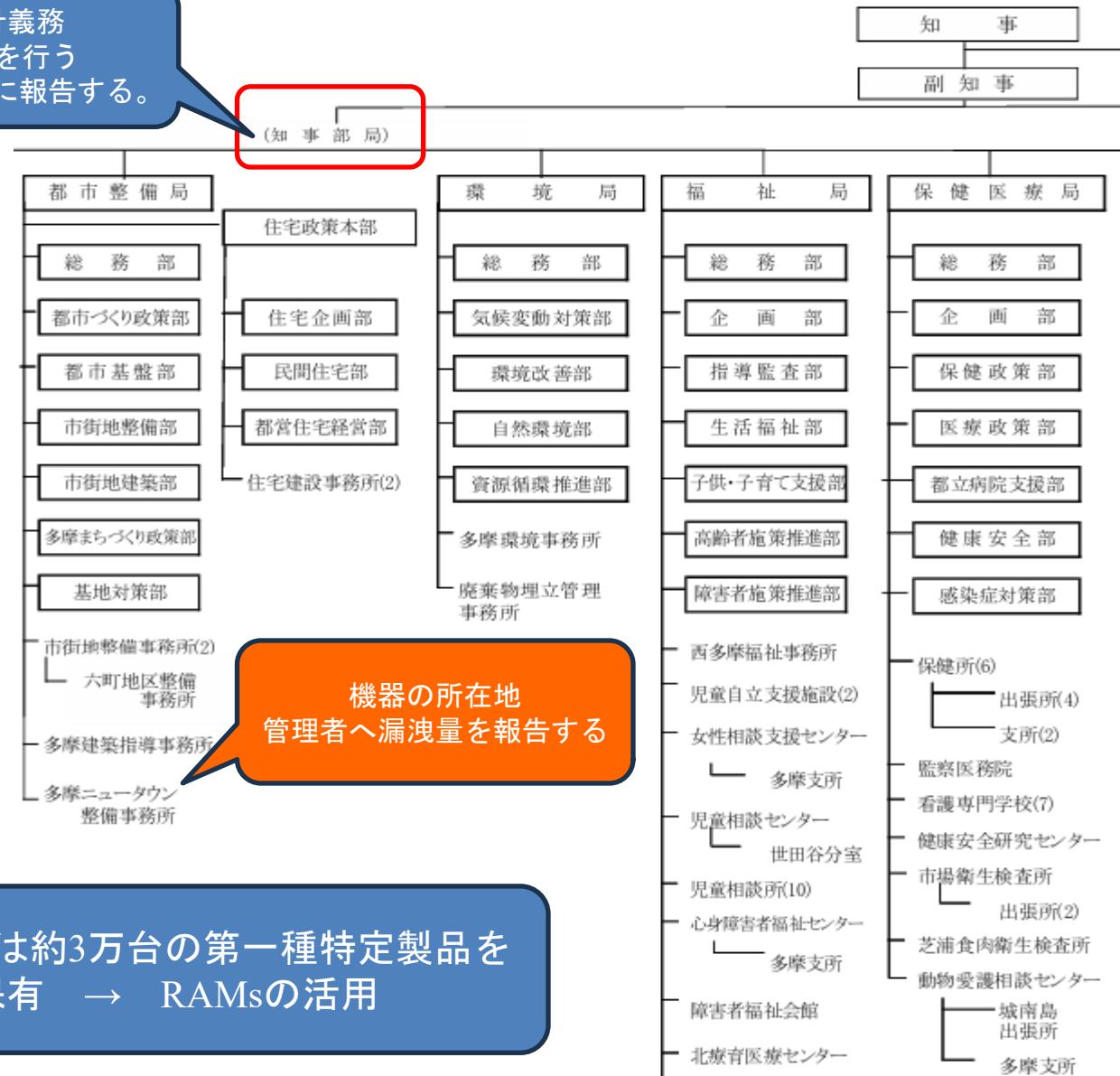
2. 管理者とは② 参考例 東京都組織：知事部局

管理者

管理者 → 集計義務

算定漏洩量の計算を行う

1000CO₂tを超えると国に報告する。



機器の所在地
管理者へ漏洩量を報告する

東京都では約3万台の第一種特定製品を
保有 → RAMsの活用

3. 確認証明書について

機器の管理者から、フロン類が充填されていないことの確認を求められた場合、以下の基準等で対応してください。

① 確認作業の基準

- フロン類の回収に関する基準以下まで吸引してもフロン類が回収されなかつたこと。
- 確認作業は、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者が行なう。
- 確認後に交付する確認証明書は、機器の廃棄者及び充填回収業者双方が書面又はその写しを保存しなければなりません。（交付後3年間）

② 確認証明書の記録事項

- 機器の廃棄者の氏名（名称）、住所
- 確認を行った機器の種類と台数
- 確認した機器が確認前にあった場所（所在）
- 確認を行った充填回収業者の氏名（名称）、住所、登録番号
- 確認証明書の交付年月日
- 確認を行った日

回
収
に
関
す
る
基
準

フロン類の圧力区分	圧力*	ゲージ圧力 (参考)
低圧ガス（常用の温度での圧力が0.3MPa未満のもの）	0.03MPa	-0.07MPa
高圧ガス（常用の温度での圧力が0.3MPa以上2MPa未満であって、 フロン類の充填量が2kg未満のもの）	0.1MPa	0 MPa
高圧ガス（常用の温度での圧力が0.3MPa以上2MPa未満であって、 フロン類の充填量が2kg以上のもの）	0.09MPa	-0.01MPa
高圧ガス（常用の温度での圧力が2MPa以上のもの）	0.1MPa	0 MPa

（※上表に掲げるフロン類の圧力区分に応じ吸引すること。）

4. フロン回収時の引取証明書と回収証明書の相異

設置時

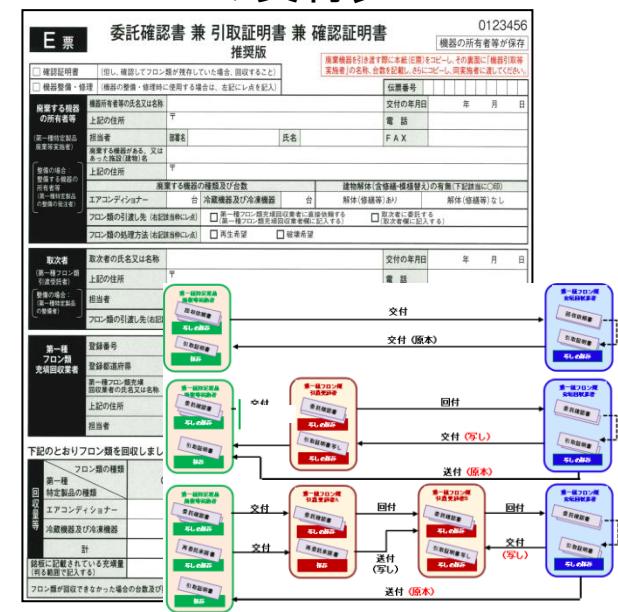
整備時

廢棄時

〔充填証明書・回収証明書の交付〕

〔行程管理票（引取証明書）の交付〕

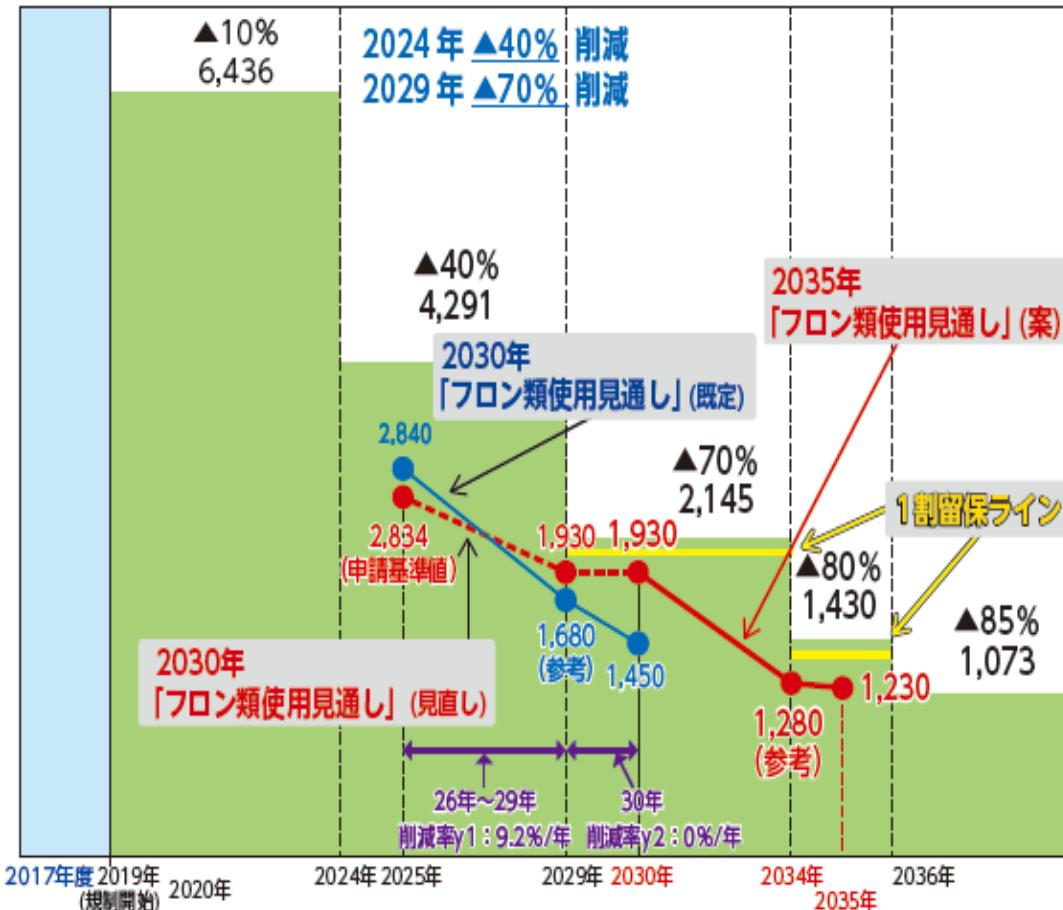
〔算定漏えい量報告〕



5.2035年 フロン使用見通し

7,152 (万t-CO₂)
【基準値 (100%)】

2035年「フロン類使用見通し」(案)



出典：産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 化学物質政策小委員会
フロン類対策 WG (第1回：令和7年3月25日) 資料6より

図2 HFC 冷媒総量規制

表2 指定製品化一覧表

指定製品	従来冷媒		GWP法規制	
	GWP	目標GWP	商品化目標年度	
家庭用エアコン				2018年
店舗・ オフィス用 エアコン	床置形除く 冷凍能力 3トン未満	R410A	2090	750
	床置形除く 冷凍能力 3トン以上	R410A	2090	750
	床置形	R410A	2090	750
ビル用 マルチ エアコン*1	冷暖切替	R410A	2090	750
	冷媒フリー 寒冷地向け 水熱源	R410A	2090	750
				2025年
				2025年
				2027年

*1 ビル用マルチエアコンには更新用機種は含まれません。

出典：日冷工微燃性（A2L）冷媒を使用したビル用マルチエアコンを安全にご使用いただくために

2025年4月作成

6.低GWP冷媒の採用 特定不活性ガスについて

特定不活性ガス

●回収装置

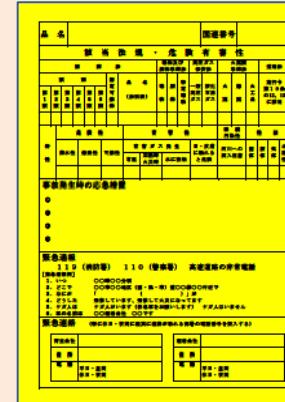
- ①構造上の規制（静電気除去、換気機能、冷却ファン常時稼働、警戒標及び表示等）
- ②使用上の注意（日常点検、40°C以上で使用しない。風通しのよい場所で使用。火気近くでは使用しない。消火設備の用意。ガス漏えい検知警報設備の設置（着脱容器45ℓ以下の場合は除く）。雨等で濡らさない等）

●移動

- ①イエローカードを運転者に交付し、移動中は携帯させる。
- ②消火設備、災害防止のための応急措置に必要な資材・工具を携帯。

（容器内容積25ℓ以下、かつ、積載容器の内容積の合計が50ℓ以下は除く。但し、イエローカードについては、さらに災害防止のための注意事項を示したラベルが容器に貼付されていることが必要。）

（イエローカード）



●貯蔵

- ①容器置場には、その規模に応じ、適切な消火設備を適切な箇所に設ける。
- ②容器置き場の周囲2m以内において火気を使用しない。かつ、引火性・発火性の物を置かない。（遮断措置を講じた場合や貯蔵する高圧ガスが3トン未満の容器置場には適用しない）

定期点検における常時監視システムの導入に向けた検討

- 一般社団法人 日本経済団体連合会からの要望を踏まえ、簡易点検については常時監視システムを導入したが、定期点検への導入については結論が得られていない。
- このため、関係団体からの報告等を参考に、デジタル庁のフォローアップに沿って、定期点検への常時監視システムの適用について、関係団体等と方向性を検討していく。

一般社団法人 日本経済団体連合会からの要望

- フロン排出抑制法は、フロンの漏洩を防ぐために業務用冷凍空調機器の現場での簡易・定期点検を定めている。遠隔での実施が想定されていないため、移動や点検時にコロナの感染リスクが高まる。IoT技術を活用して、簡易・定期点検と同等以上のフロン漏洩防止効果のある技術はすでに実用化されており、これを活用して簡易・定期点検を行うことが可能となっている。
- そこで、業務用冷凍空調機器について、上記IoT技術の導入を前提として、遠隔で簡易・定期点検できる旨を明確化すべきである。
- これにより、保安業務におけるコロナの感染リスクを低下させるとともに、新技術を用いた事業の効率化・生産性の向上を実現できる。

(出典) 規制改革・行政改革ホットライン検討要望事項 (2020年10月)

デジタル庁のフォローアップに対する当省の回答

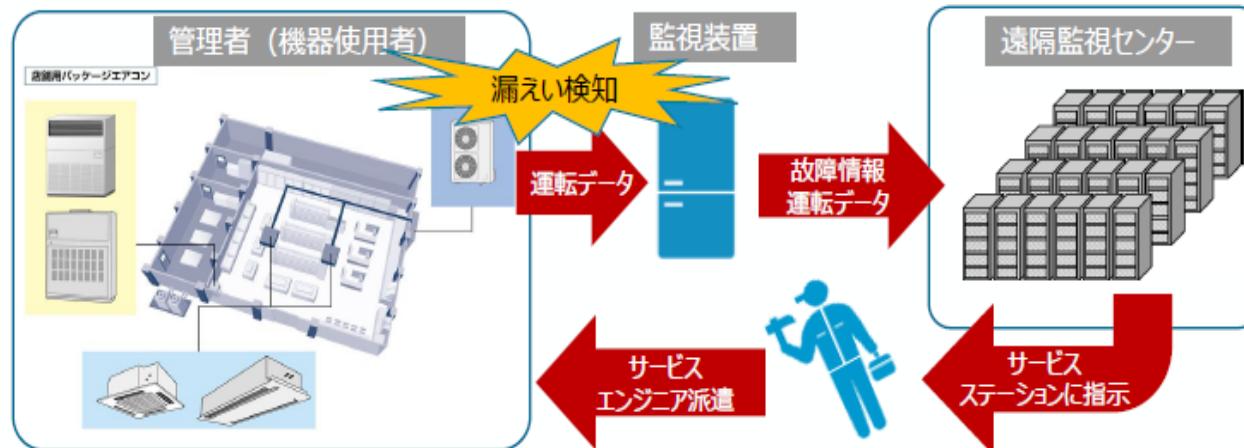
これまで、IoTベンダーや定期点検を実施する者と議論を行ってきたところ、定期点検への常時監視システムの適用に関しては、コスト面・技術面で実現困難であることなどから現時点では結論が得られていない。引き続き、定期点検におけるIoT技術の導入可能性などを調査・検討し、令和6年度から令和7年度にかけて審議会に諮り、令和8年度を目処に一定の措置を講じてまいりたい。

(出典) デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表のフォローアップ (2024年6月)

(参考1) 簡易点検における常時監視システムの導入経緯

- 以下の経緯を経て、2022年に簡易点検に常時監視システムを導入済み。
- 2020年10月：（一社）日本経済団体連合会が「規制改革・行政改革ホットライン検討要望事項」に簡易・定期点検にIoT技術の導入を要望。
- 2021年5月：（一社）日本冷凍空調工業会が「業務用冷凍空調機器の常時監視によるフロン類の漏えい検知システムガイドライン」（JRA-GL17）を整備。これにより、IoT技術の漏えい検知性能の担保が可能となった。
- 2021年3月～2022年4月：フロンWG及び中環審との合同会議で審議。
- 2022年8月：「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」（平成26年経済産業省・環境省告示第13号）を改正。これにより、簡易点検においてIoT技術を活用することが可能となった。

常時監視システムにおける故障対応のイメージ



7. 定期点検における常時監視システムの導入可能性について③

(参考2) 簡易点検・定期点検

- 第一種特定製品の管理者は、フロン類の排出を抑制するため、「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項等」（告示）に従って、簡易・定期点検に取り組む必要がある。

簡易点検と定期点検の概要

	対象機器	電動機定格出力	点検頻度	点検内容	点検者
簡易点検	第一種特定製品全般	対象機全て	3ヶ月に1回以上	<ul style="list-style-type: none">○異常音の有無○目視<ul style="list-style-type: none">・外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化・油漏れ及び熱交換器への霜の付着の有無○冷蔵又は冷凍の用に供されている倉庫、陳列棚その他の設備における貯蔵又は陳列する場所の温度 <u>(常時監視システムにより代替可能)</u> 自視や常時監視システム等により、漏えい又は故障等を確認した場合には、可能な限り速やかに、専門点検（直接法、間接法又はこれらを組み合わせた方法による検査）を行う。	管理者
定期点検	エアコンディショナー	7.5~50kW	3年に1回以上	<ul style="list-style-type: none">○異常音の有無○目視	十分な知見を有する者
		50kW以上	1年に1回以上	<ul style="list-style-type: none">・外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化・油漏れ及び熱交換器への霜の付着の有無 <ul style="list-style-type: none">○直接法、間接法又はこれらを組み合わせた方法による検査	
	冷蔵機器及び冷凍機器	7.5kW以上			

7. 定期点検における常時監視システムの導入可能性について④

(参考3) 定期点検の内容 (目視確認・直接法の例)

- 直接法は、漏えい箇所を特定するためのピンポイントの点検。

目視確認の例



油漏れ (冷凍機油の漏れの痕跡がある又は漏れている)



霜の付着 (通常冷えるべきでない場所で凍結や結露がある)



腐食 (配管、熱交換にコイル等に腐食等の劣化による穴あきがある)

直接法の例



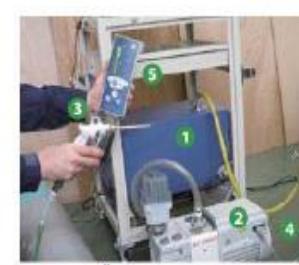
電子式漏えいガス検知装置法



発泡液法



蛍光剤法 (潤滑油中に蛍光剤を注入して蛍光ランプで検知)



トレースガス法 (水素、ヘリウム等による漏えい検知方式)

出典：(一社)日本冷凍空調設備工業連合会「フロン漏えい点検ガイド」

(参考4) 定期刊検の内容 (間接法の例)

- 間接法は、稼働中の状態値（圧力、電圧、電流等）、運転日誌等から総合的に冷媒の漏れの有無を診断。
- 下表中の着目点が複数あれば、漏えいを疑う。

間接法に用いられるチェックシート（概要）

チェック項目（状態値）	着目点
蒸発器の圧力	・高圧圧力、低圧圧力が低過ぎないか
圧縮器を駆動する電動機の電圧又は電流	・圧縮機駆動用電動機の電圧・電流が低過ぎないか
その他第一種特定製品の状態を把握するため に必要な事項	・吐出温度が高過ぎないか ・過熱度が大き過ぎないか ・過冷却度は適正か ・圧縮機が過熱していないか ・空気（吸込みと吹出し）温度差、水（入口と出口）温度差が正常値と比較して小さくないか ・機器内の配管が異常に振動していないか ・冷媒液配管に液ハンマによる異常音が発生していないか ・安定運転後、液管のサイトグラスが泡立っていないか ・抽気回数・冷媒液面（低圧冷媒使用のターボ冷凍機） ・その他（機器メーカーの定める判断基準がある場合）

（出典）業務用冷凍空調機器フルオロカーボン漏えい点検・修理ガイドライン（JRC GL-01）

8. 日本冷凍空調設備工業連合会 構成団体 フロン法関連 アンケート調査結果

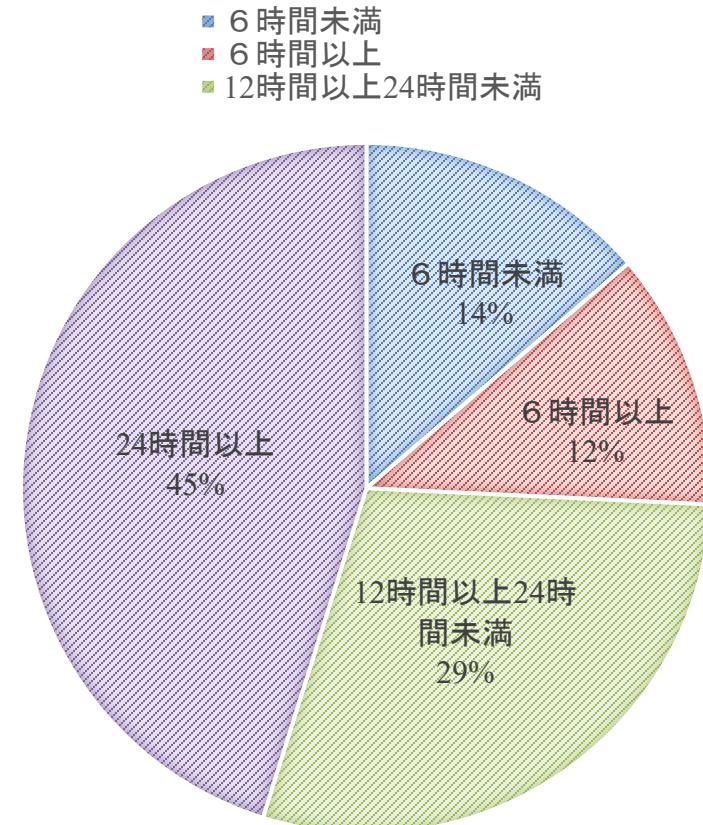
-
- 2025年8月
 - 対象 : 設備業 315社

8. 日設連 フロン法関連アンケートについて①

機器施工時の漏洩防止（気密試験）について



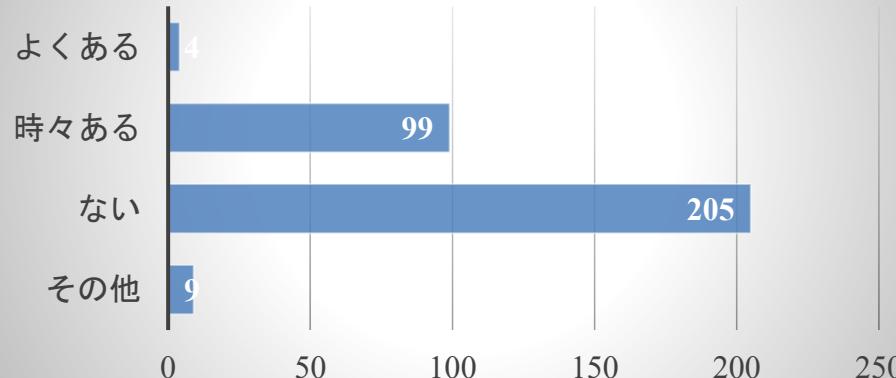
気密試験の実施時間



8. 日設連 フロン法関連アンケートについて②

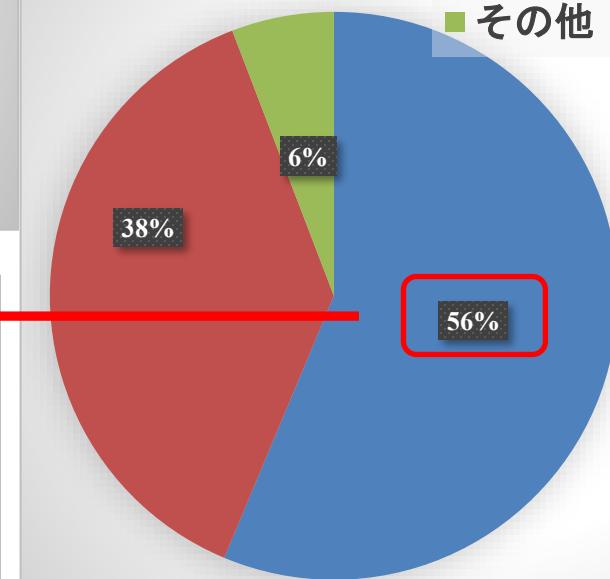
修理をしない繰り返し充填について

繰り返し充填をしますか？

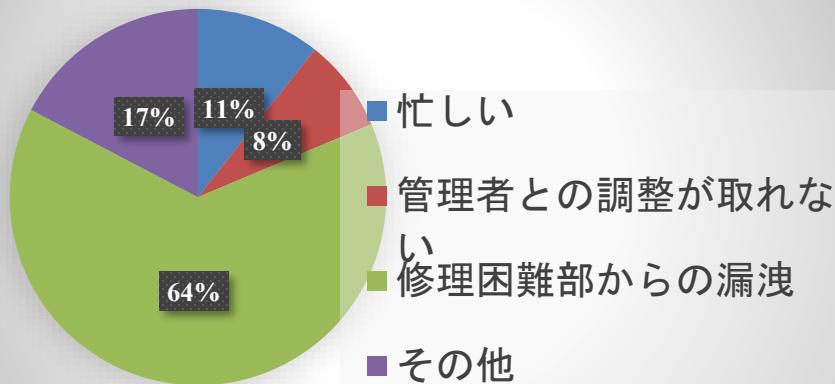


繰り返し充填の理由

- 修理箇所が特定できない
- 特定できたが着手出来ない
- その他



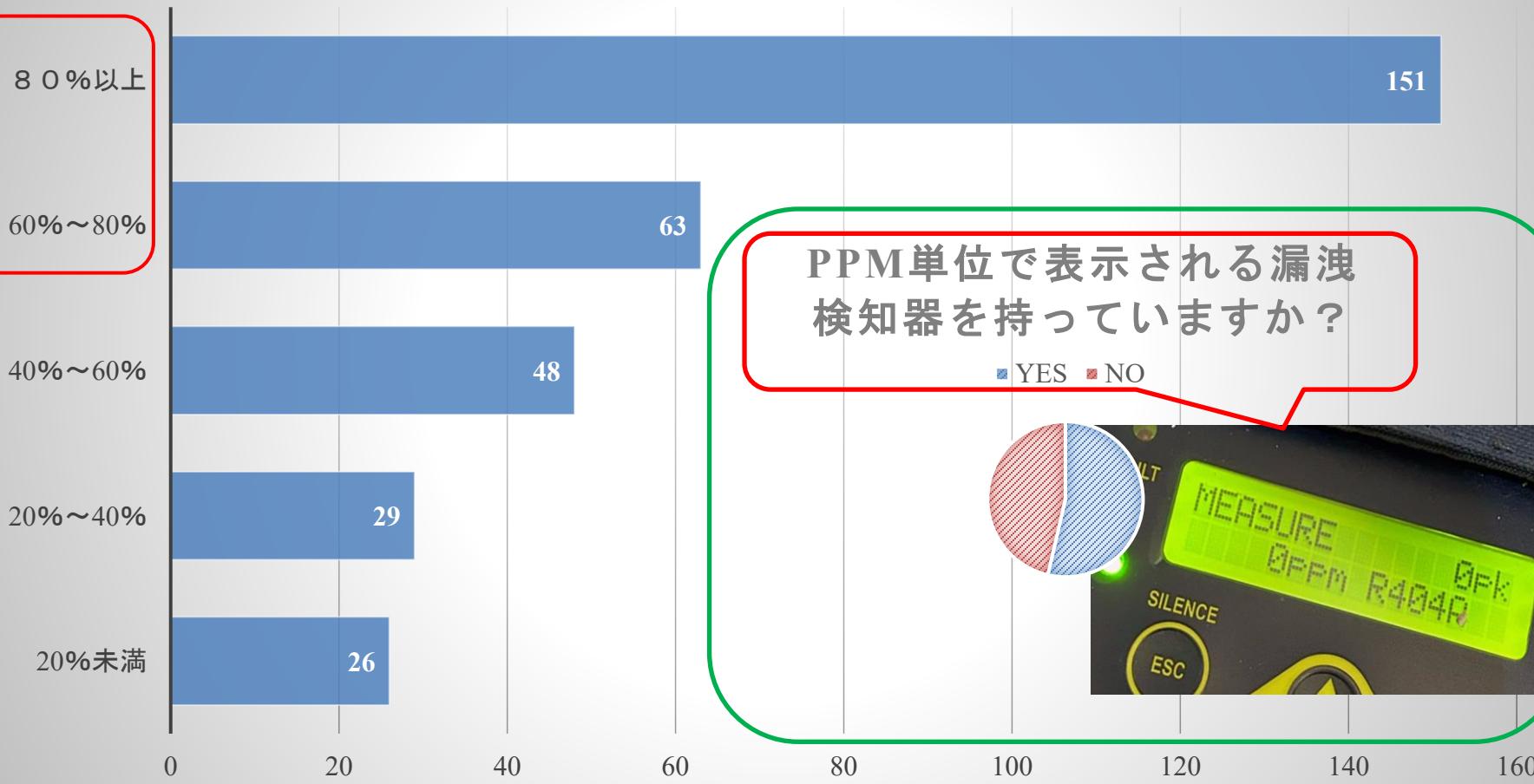
修理箇所が特定できない理由



8. 日設連 フロン法関連アンケートについて③

漏えい個所の特定について

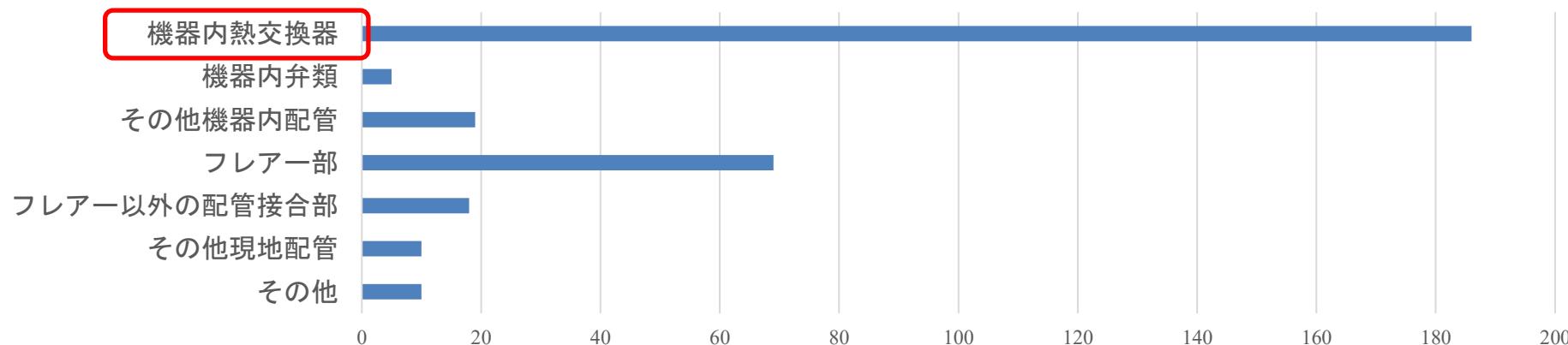
漏洩箇所が特定できる割合は？



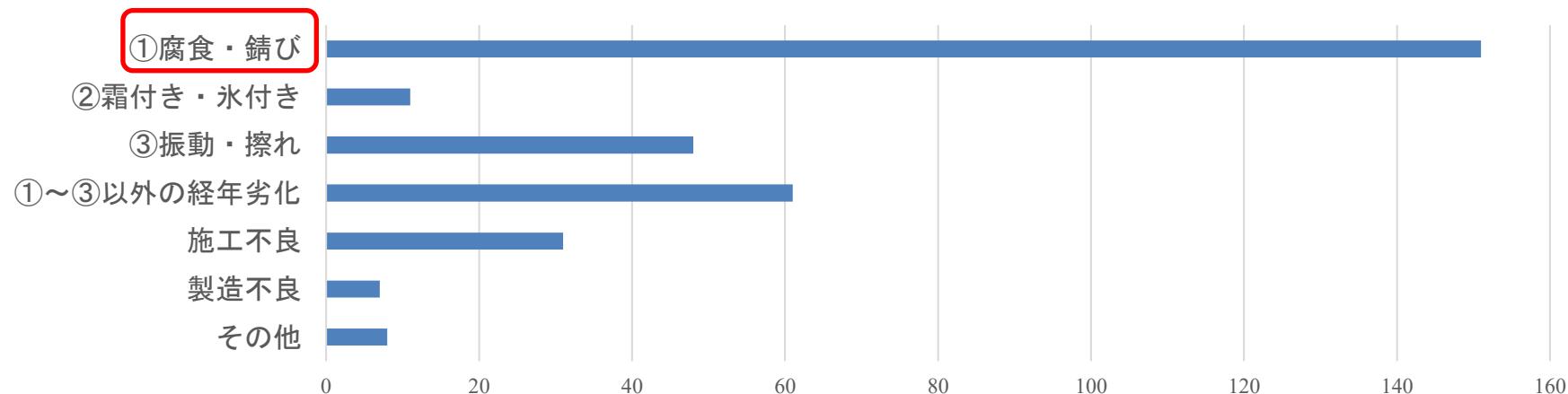
8. 日設連 フロン法関連アンケートについて④

漏洩箇所と原因について

漏洩の多い箇所は？



漏洩の原因



9.高圧ガスの販売届について

1.2.6 販売（法第20条の4）

高圧ガス販売の事業を営もうとする者は、販売所ごとに販売所の所在地を管轄する都道府県知事等に届け出なければなりません。以下、販売届が必要な例を示します。

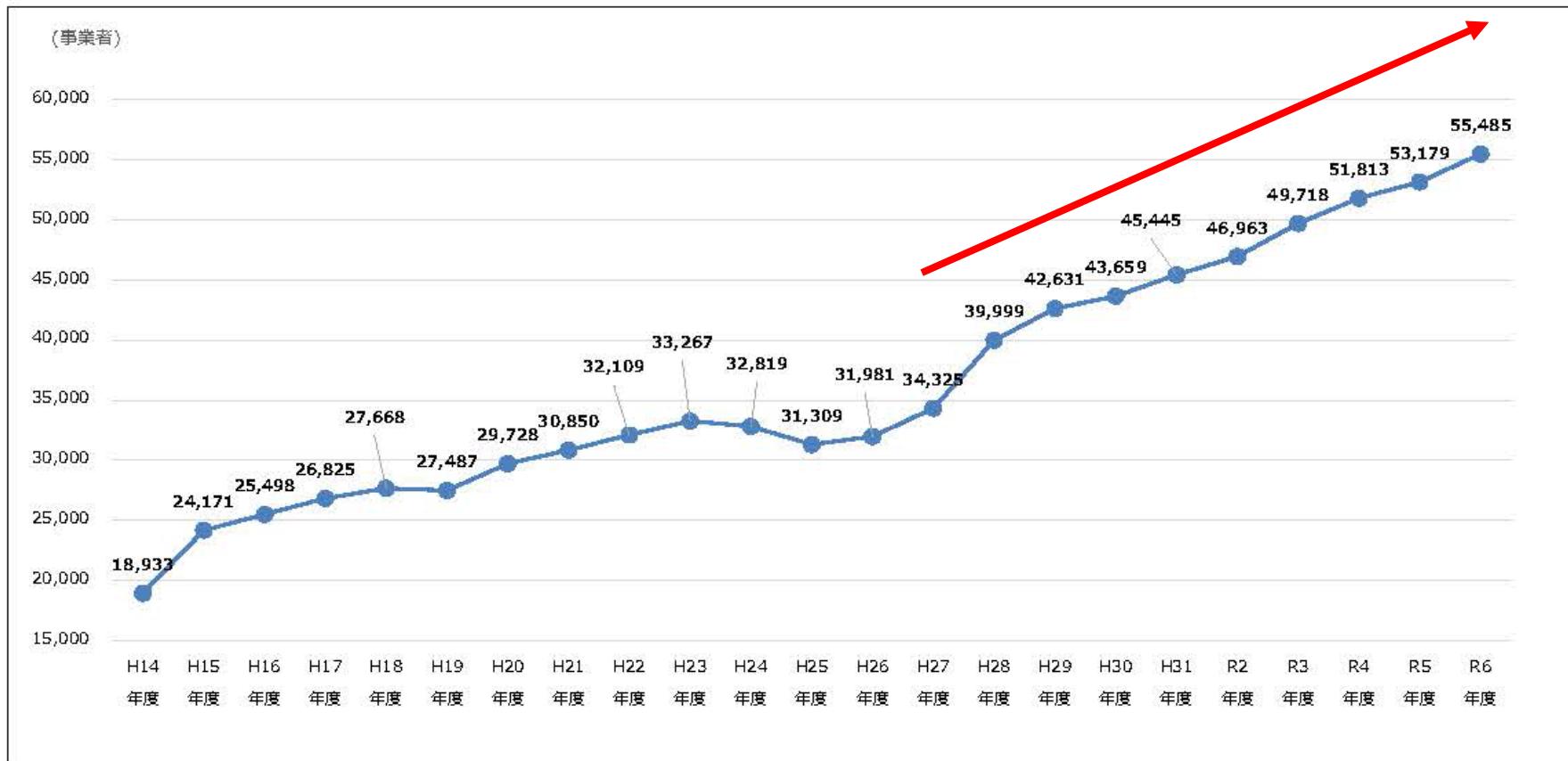
- ① 容器則容器内の高圧ガスの販売業者
- ② 修理のため機器に再生冷媒や新冷媒を充填して代金を得る者
- ③ 冷凍装置内にすでに冷媒が封入された、冷凍能力 20 トン（冷凍設備内における高圧ガスがフロン類又はアンモニアの場合にあっては、50 トン）以上の機器を販売する者
- ④ 直接冷媒ガスを取り扱わないが、帳簿上だけの販売をする者

販売は、次のような規制の対象になります。製造の許可の対象になっている場合には、販売届は不要です。

- a) 販売の事業の開始の 20 日前に、事業所ごとに都道府県知事等に販売の届け出をすること。その際、販売のための施設及び販売の方法が以下の“販売業者等に係る技術上の基準”に適合すること。
- b) 販売する高圧ガスの種類を変更する場合にも都道府県知事等に届け出ること。但し、不活性ガスであるフロン類の種類の変更の届出は不要となりました。（通達平成 09.03.31 立局第 18 号）
- c) 販売の事業を廃止したときには、遅滞なくその旨を都道府県知事等に届け出ること。
- d) 以下の“販売業者等に係る技術上の基準”に従って、販売のための施設を維持し、かつ、高圧ガスを販売すること。
- e) 従業者に保安教育を施すこと。
- f) 都道府県知事等が立入検査を行う場合には、これに従うこと。

10. フロン法施行状況 (R5年度) ①

◆ フロン類の回収は「第一種フロン類回収業者」が行ってきたが、H25年法改正により、充填行為を適正なものとするため、都道府県への登録が必要となり、「第一種フロン類充填回収業者」と名称が変更。



第一種フロン類充填回収業者登録の推移

(令和6年4月1日現在)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行状況調査報告書（令和5年度実績）

10. フロン法施行状況 (R5年度) ②

〔第一種フロン類充填回収業者登録事業所数 (都道府県別) 〕

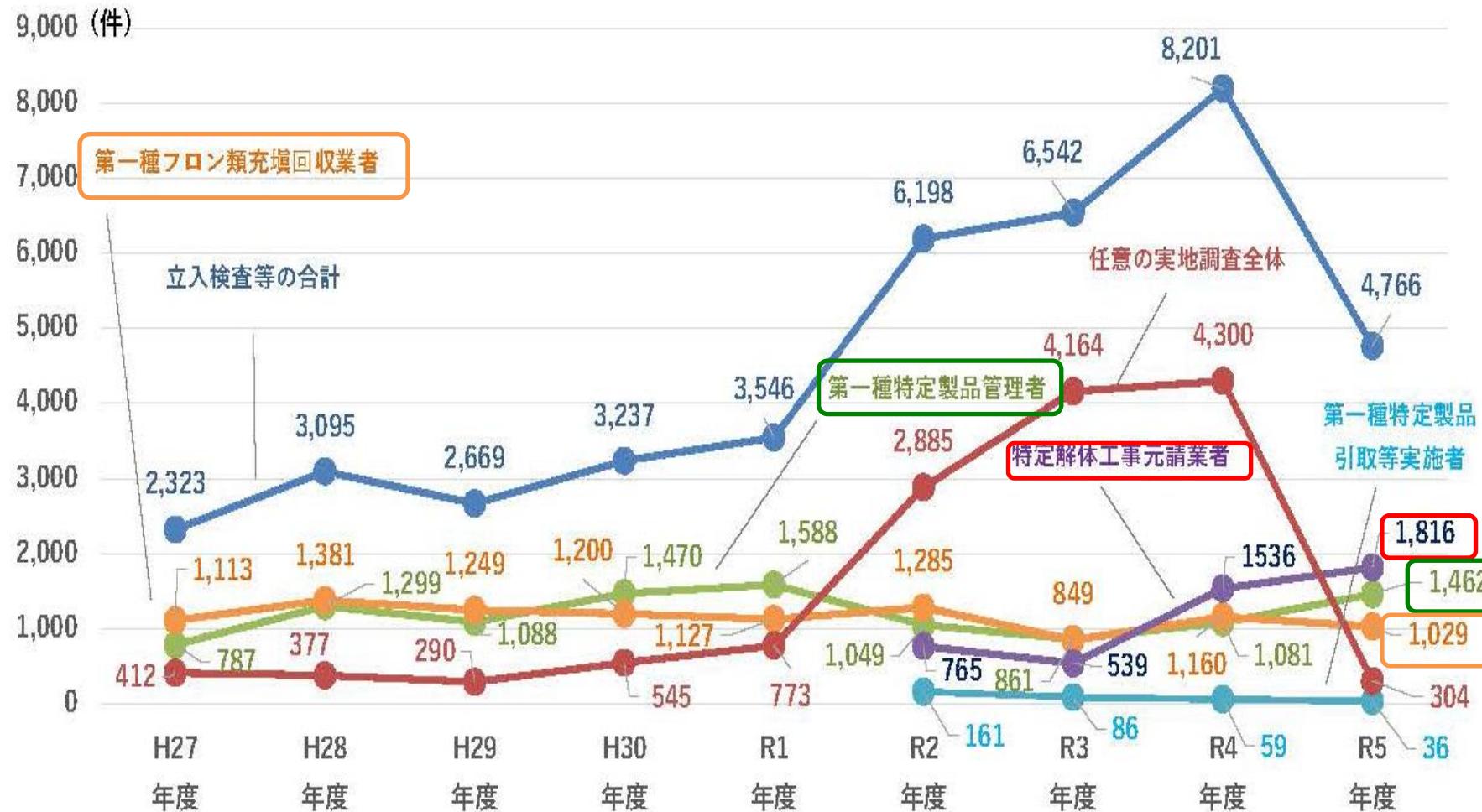
(令和6年4月1日現在)

北海道	786	東京	4,736	滋賀	1,274	香川	598
青森	476	神奈川	3,452	京都	1,593	愛媛	597
岩手	589	新潟	841	大阪	2,540	高知	383
宮城	890	富山	450	兵庫	2,016	福岡	1,419
秋田	450	石川	550	奈良	1,095	佐賀	634
山形	592	福井	543	和歌山	873	長崎	498
福島	936	山梨	821	鳥取	404	熊本	691
茨城	2,110	長野	960	島根	452	大分	657
栃木	1,520	岐阜	1,174	岡山	871	宮崎	571
群馬	1,514	静岡	1,771	広島	906	鹿児島	672
埼玉	3,434	愛知	2,225	山口	768	沖縄	430
千葉	3,014	三重	1,248	徳島	461	合計	55,485

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行状況調査報告書 (令和5年度実績)

10. フロン法施行状況 (R5年度) ③

立入検査件数

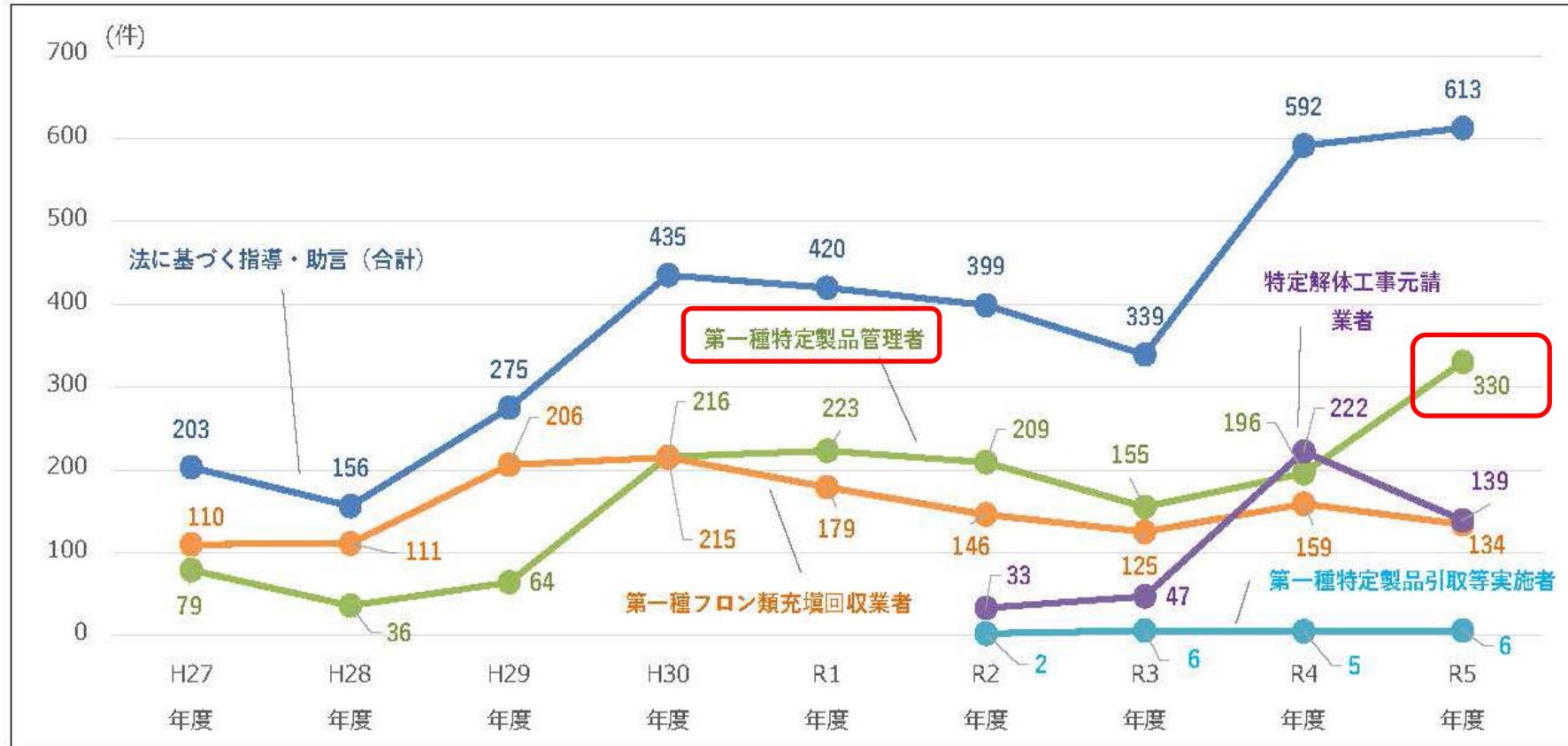


フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行状況調査報告書（令和5年度実績）

10. フロン法施行状況 (R5年度) ④

- ◆ 第一種特定製品管理者及び第一種フロン類充填回収業者に対する法に基づく指導・助言は、都道府県による指導・監督の強化により近年増加している。

令和5年度に実施したフロン排出抑制法に基づく指導・助言の実施状況（単位：件）



10. フロン法施行状況 (R5年度) ⑤ [都道府県別、立入・指導等状況]

都道府県	合計													
	立入検査	指導・助言	勧告	命令	報告徴収	登録の取消し等	任意の実地調査							
							実施主体が自治体（合計）				実施主体が協議会等（合計）			
北海道	47	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	10	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	3	1	0	0	0	0	9	9	0	0	0	0	0	0
宮城県	137	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田県	80	2	0	0	0	0	8	8	0	0	0	0	0	0
山形県	602	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	447	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	231	127	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	10
埼玉県	35	13	0	0	0	0	200	0	0	200	0	0	0	0
千葉県	19	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都	801	9	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	263	0	0	0	0	0	43	43	0	0	0	0	0	0
新潟県	48	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山県	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	47	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	17	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	129	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	3	0	0	0	0	0	8	0	0	8	0	0	0	0
愛知県	218	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県	63	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

10. フロン法施行状況 (R5年度) ⑥ [都道府県別、立入・指導等状況]

都道府県	合計													
	立入検査	指導・助言	勧告	命令	報告徴収	登録の取消し等	任意の実地調査							
							実施主体が自治体（合計）				実施主体が協議会等（合計）			
							自治体が自ら実施	民間企業への委託等で実施	業界団体等への委託等で実施	その他	協議会が実施	民間企業への委託等で実施	業界団体等への委託等で実施	その他
滋賀県	92	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	67	1	0	0	1	0	13	13	0	0	0	0	0	0
大阪府	47	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	118	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	74	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	12	4	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
岡山県	126	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島県	165	60	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0
山口県	46	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	20	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	59	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	91	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	77	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	51	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	39	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0
沖縄県	51	6	0	0	0	0	6	6	0	0	0	0	0	0
合計	4,462	613	0	0	15	0	294	86	0	208	0	10	0	10

10. フロン法施行状況 (R5年度) ⑦ [東京都の状況]

[第一種特定製品管理者]

	立入検査	指導・助言	勧告	命令	報告・徴収
東京都	81	9	0	0	9

[第一種特定製品廃棄等実施者]

	立入検査	指導・助言	勧告	命令	報告・徴収
東京都	62	0	0	0	0

[特定解体工事元請業者(解体現場)]

	立入検査	指導・助言	勧告	命令	報告・徴収
東京都	596	0			

[第一種フロン類充填回収業者]

	立入検査	指導・助言	勧告	命令	報告・徴収
東京都	62	0	0	0	0

11. 冷媒の入れ替えの禁止



警告 冷媒入替はダメ!



メーカーが指定していない冷媒
には入れ替えないでください

製品の性能・機能だけでなく信頼性や安全性を損なうことがあります

**冷凍空調製品は、メーカーが指定した冷媒専用に
設計されています**

低炭素化や省エネルギー、性能改善、点検費用や電気料金の削減などをうたって
指定していない冷媒に入れ替える行為が見受けられます。

指定されていない冷媒を封入すると、製品の不具合や誤作動・故障の原因となり、
場合によっては安全性に重大な障害をもたらすおそれがあるため、メーカーは認めて
いません。

特にノンフロン自然冷媒と称する冷媒の中には、強い燃焼性を持つものもあるため、
万が一機外に漏洩したときに火災や爆発などの重大な災害に至るおそれがあり、
大変危険です。

メーカーは指定していない冷媒に変更した場合の製品の機能や性能、安全性や信頼
性の評価を行いません。また、冷凍空調製品に対して指定外の冷媒に入れ替えた後
の、保守や保証、発生した故障や誤作動などの不具合、事故などについて、メーカー
はその責任を一切負いません。

発信元

(一社)日本冷凍空調工業会、(一社)日本冷凍空調設備工業連合会

○ メーカー指定冷媒等以外への入れ替えの禁止

- 第一種フロン類充填回収事業者の充填の基準として①充填するものが法律に基づき機器に表示された冷媒に適合していること、又は②当該冷媒よりも温暖化係数が低いもので当該製品に使用して安全上支障がないものであることを当該製品の製造業者等に確認することが定められます。
- 環境省・経産省の指示により冷媒入れ替えが必要として冷媒を販売する事業者に注意してください。
- 業務用冷凍冷蔵・空調機器の管理者に対し、冷媒フロン類の漏えい防止等の管理の適正化等を求めていますが、これは現在使用されているエアーコンディショナーに冷媒として充填されているフロン類を、フロン類以外のものに入れ替える、又は当該機器を取り替えるように規制するものではありません。

※ 環境省、経済産業省からの注意喚起

ご清聴ありがとうございました。